ADR 検討会
資料 17－2

参 考 資 料
（抄）

ADR に関する基本的な法制の枠組み（イメージ）

ADR に関する基本的な法制（検討事項案）

≪基本的事項≫
（対象非限定）

- ○基本理念
- ○国・地方の責務
- ○ADR 機関の役割
- ○主宰者の役割
- ○国民の役割
- ○国の基本的施策

≪一般的事項≫
（必要に応じて対象限定）

- ○公正な手続運営の確保
- ○機関情報の提供
- ○担い手の育成
- ○サービス提供に関する重要事項の説明
- ○主宰者の利害関係情報の開示
- ○秘密の保持

≪特例的事項≫
（規定ごとに対象限定）

- ○専門家の活用
  - ・ADR 主宰業務
  - ・ADR 代理業務
  - ・法律相談業務
- ○時効中断効
- ○執行力
- ○訴訟手続との連携
  - ・訴訟手続の中止
  - ・調停前置主義の不適用
  - ・ADR 利用の勧奨

≪調停手続（法）≫

- ○裁断型手続への移行ルール
  - ・情報利用の制限
  - ・主宰者選任の制限

＋

- ○体系的な手続ルール

弁護士法

民法 民訴法 民執法等

仲裁法(案)

個別法令

［必要に応じて規定を見直し］

〈調停等〉

民間型

〈仲裁〉

〈相談〉

行政型

司法型